

(保育サービスとの関係)

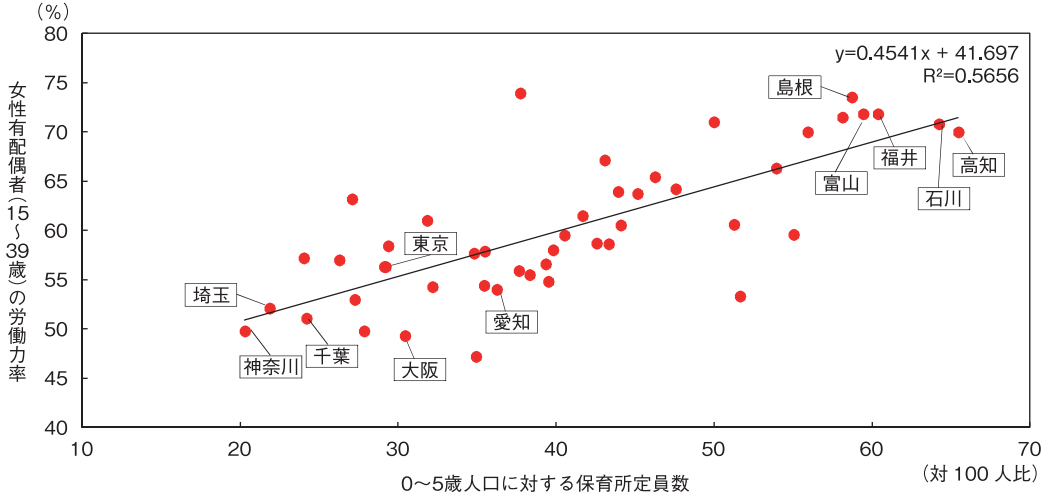
仕事と生活の両立を図るため、保育サービスの充実は重要な課題です。

0～5歳人口に対する保育所定員数と、女性有配偶者の労働力率の間には、正の関係性が見られ

ます(図表3-4-31)。

また、小学1～3年生の就学児童数に対する放課後児童クラブ登録児童数と、女性有配偶者の労働力率の間にも、正の関係性が見られます(図表3-4-32)。

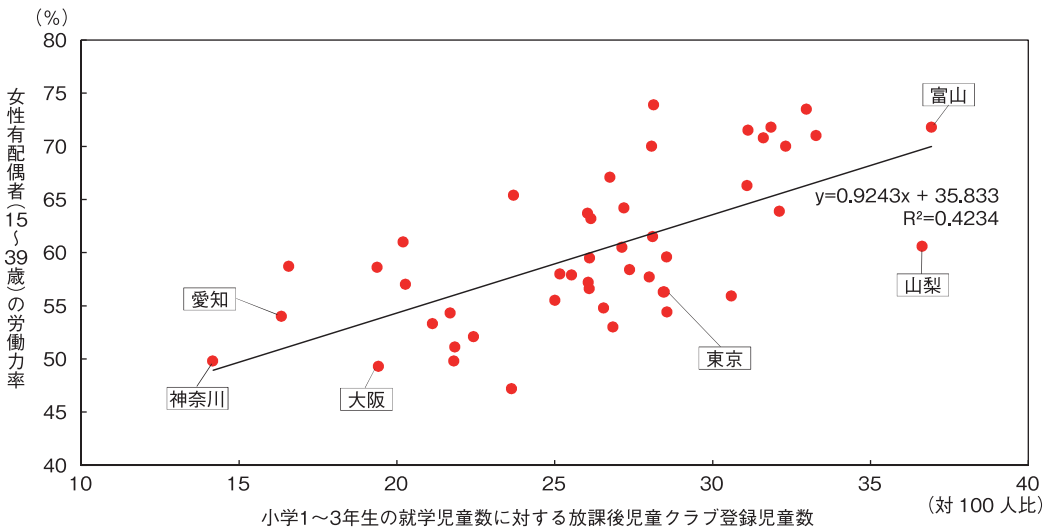
【図表 3-4-31 都道府県別の女性の労働力率と保育所定員数の関係】



(備考)

1. 都道府県別の女性有配偶者(15～39歳)の労働力率と都道府県別の就学0～5歳人口に対する保育所定員数をプロットしたもの。
2. 女性有配偶者(15～39歳)の労働力率は、総務省統計局「平成22年国勢調査」による。
3. 0～5歳人口は、総務省統計局「平成22年国勢調査」による。
4. 保育所定員数は、厚生労働省「平成22年度福祉行政報告例」による2010年4月1日現在の数値。

【図表 3-4-32 都道府県別の女性の労働力率と放課後児童クラブ登録児童数(小学1～3年生)の関係】



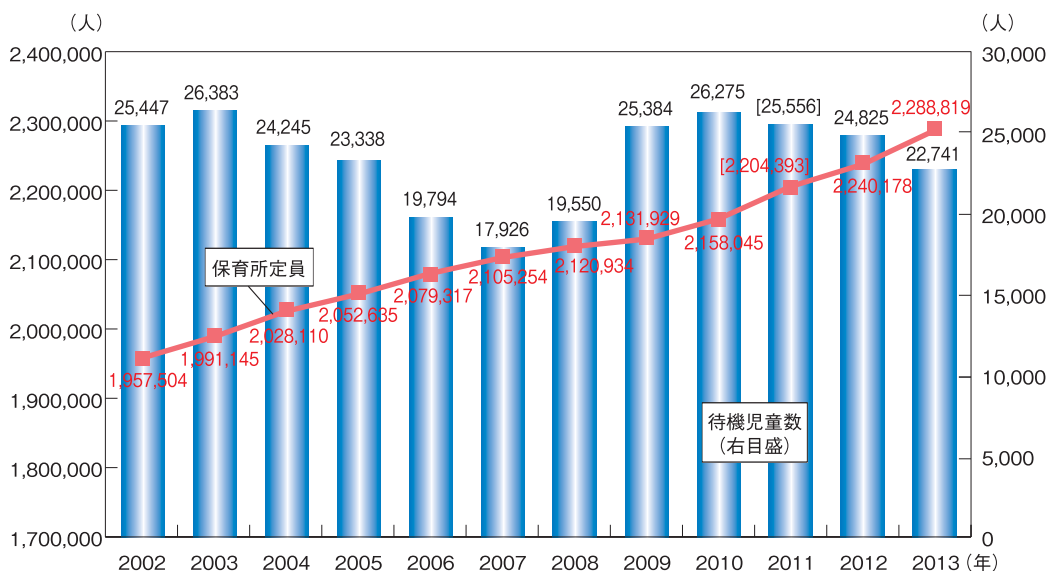
(備考)

1. 都道府県別の女性有配偶者(15～39歳)の労働力率と小学1～3年生の都道府県別の就学児童数に対する放課後児童クラブ登録児童数をプロットしたもの。
2. 女性有配偶者(15～39歳)の労働力率は、総務省統計局「平成22年国勢調査」による。
3. 放課後児童クラブ登録児童数は、厚生労働省育成環境課調査による2013年5月1日現在の数値。
4. 就学児童数は、文部科学省「平成25年度学校基本調査(速報値)」による2013年5月1日現在の数値。

待機児童の数は2004年以降4年間減少してきたものの、保育所の定員増にもかかわらず、2008年～2010年は3年連続で増加しました。その後、2011年以降3年連続して減少し、2013年は2万2,741人となっています。女性の就業意欲の長期

的な高まりに加え、家計のために仕事に出たいという人が増えている状況においては、引き続き、特に都市部における保育所をめぐる状況は深刻です（図表3-4-33）。

【図表 3-4-33 待機児童数と保育所定員の推移】



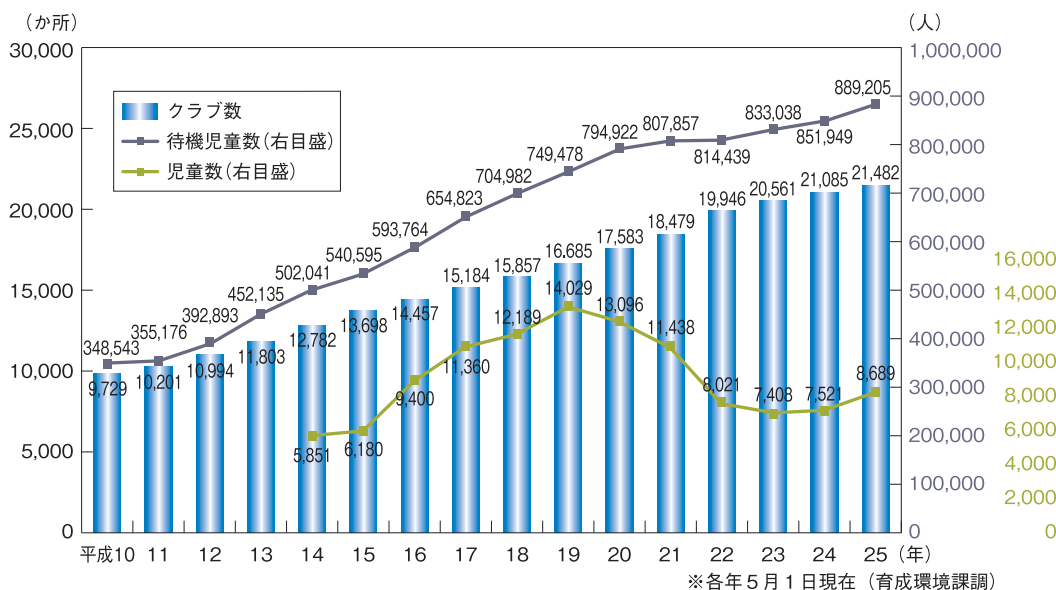
(備考)

- 厚生労働省「保育所関連状況とりまとめ」より作成。
- 2011年の数値については、東日本大震災の影響によって調査を実施できなかった岩手県、宮城県、福島県の8市町村（岩手県陸前高田市・大槌町、宮城県山元町・女川町・南三陸町、福島県浪江町・広野町・富岡町）を除いている。

放課後児童クラブについては、クラブ数及び登録児童数は年々増加しています。また、クラブを利用

できなかった児童数（待機児童数）は最大の19年に比べて約6割となっています（図表3-4-34）。

【図表 3-4-34 クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】



(備考)

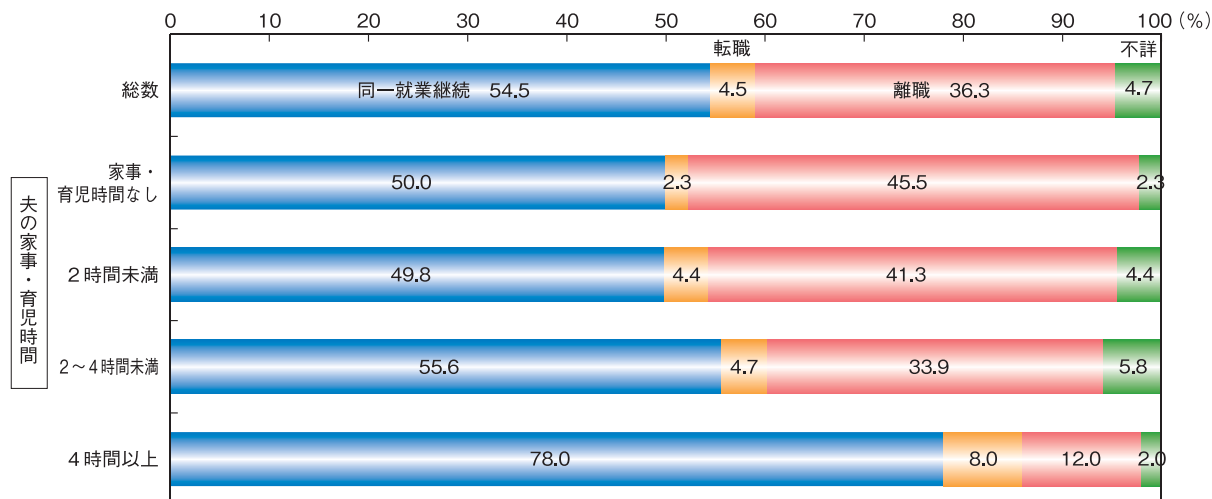
- 厚生労働省「平成25年放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（5月1日現在）」より。
- 平成23年の数値は、東日本大震災の影響で調査を実施できなかった岩手県、福島県の12市町村を除いて集計。

(男性の家事・育児への参画について)

仕事と家庭の両立は、男女を問わず推進していくことが求められる課題です。父親が子育ての喜びを実感し、子育ての責任を認識しながら、積極的に子育てに関わるよう促していくことが一層求められています。

妻の出産後の夫の平日の家事・育児時間と妻の就業継続の割合には正の関係性が見られず(図表3-4-35)。また、夫の休日の家事・育児時間と第2子以降の出生割合には正の関係性が見られます(図表3-4-36)。このように、男性が子育てや家事に関わっていくことが女性の継続就業を後押しすることにもつながります。

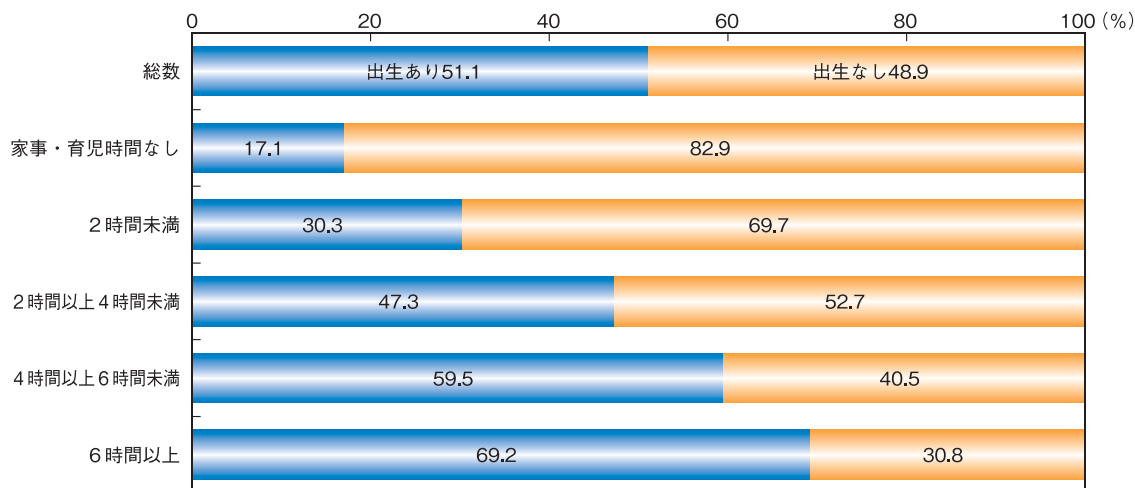
【図表 3-4-35 夫の家事・育児時間(平日)別出産後の妻の就業継続状況】



(備考)

- 厚生労働省「第10回21世紀成年者縦断調査」(調査年月:平成23年11月)より作成。
- 調査年は2011年。
- 集計対象は、①または②に該当し、かつ③に該当するこの9年間に子どもが生まれた同居夫婦である。
 ①第1回調査から第10回調査まで双方が回答した夫婦
 ②第1回調査時に独身で第9回調査までの間に結婚し、結婚後第10回調査まで双方が回答した夫婦
 ③妻が出産前に仕事ありで、かつ、「女性票」の対象者
- 9年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。
- 総数には、家事・育児時間不詳を含む。

【図表 3-4-36 子どもがいる夫婦の夫の休日の家事・育児時間別にみたこの9年間の第2子以降の出生の状況】



(備考)

- 厚生労働省「第10回21世紀成年者縦断調査」(調査年月:平成23年11月)より作成。
- 集計対象は、①または②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。ただし、妻の「出生前データ」が得られていない夫婦は除く。
 ①第1回調査から第10回調査まで双方が回答した夫婦
 ②第1回調査時に独身で第9回調査までの間に結婚し、結婚後第10回調査まで双方が回答した夫婦
 ③出生前調査時に、子ども1人以上ありの夫婦
- 家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第9回調査時の状況である。
- 9年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。
- 総数には、家事・育児時間不詳を含む。

しかし、男性の育児休業取得率は1.89%と非常に低い水準にとどまっています。また、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間に育児休業を終了し、復職した男性の育児休業取得期間は、「5日未満」(41.3%)が最も多く、1か月未満が7割を超えています。一方、2年前と比較すると、1か月以上の割合は約10ポイント上昇しています(図表3-4-37)。

男性が育児休業を取得しない理由としては、「職場が制度を取得しにくい雰囲気だった」(30.3%)、「業務が繁忙であった」(29.7%)、「配偶者等、自分以外に育児をする人がいた」(29.4%)、「職場や同僚に迷惑をかけたと思った」(25.1%)、「収入が減り、経済的に苦しくなったと思った」(22.0%)などが多く挙げられています(図表3-4-38)。

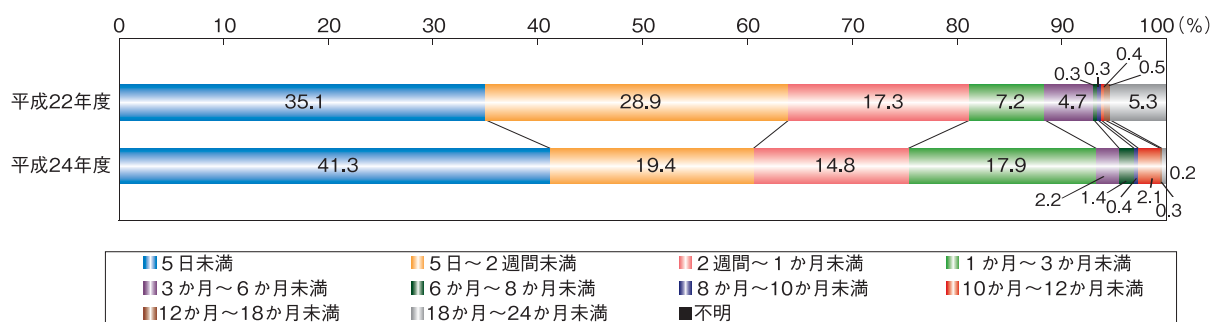
また、男性が子育てや家事に費やす時間を見ると、6歳未満の子をもつ夫の家事関連時間は67分となっており、先進国中最低の水準にとどまっています(図表3-4-8、図表3-4-39)。これを世帯の種類別に見ると、妻が無業の世帯においては66分、

共働き世帯においては70分となっており、妻の就業形態に関わらず、男性が家事・育児に費やす時間は低調にとどまっています(図表3-4-40)。

男性が子育てや家事を行っているかどうかについては、社会生活基本調査において、調査期間中に該当する種類の行動をした人の割合を「行動者率」として算出しています。6歳未満の子どもをもつ夫の「家事」及び「育児」の行動者率を見ると、ここ数年で「家事」、「育児」とともに行動者率が上昇していますが、共働き世帯でも、約8割の男性が全く※「家事」を行わず、約7割の男性が全く「育児」を行っていません(図表3-4-41-①)。また、「家事」及び「育児」の行動者の平均時間(1日当たり)は、「家事」で約70分、「育児」で約2時間であり、妻が無業の世帯に比べて共働きの世帯の方がやや長くなっています(図表3-4-41-②)。

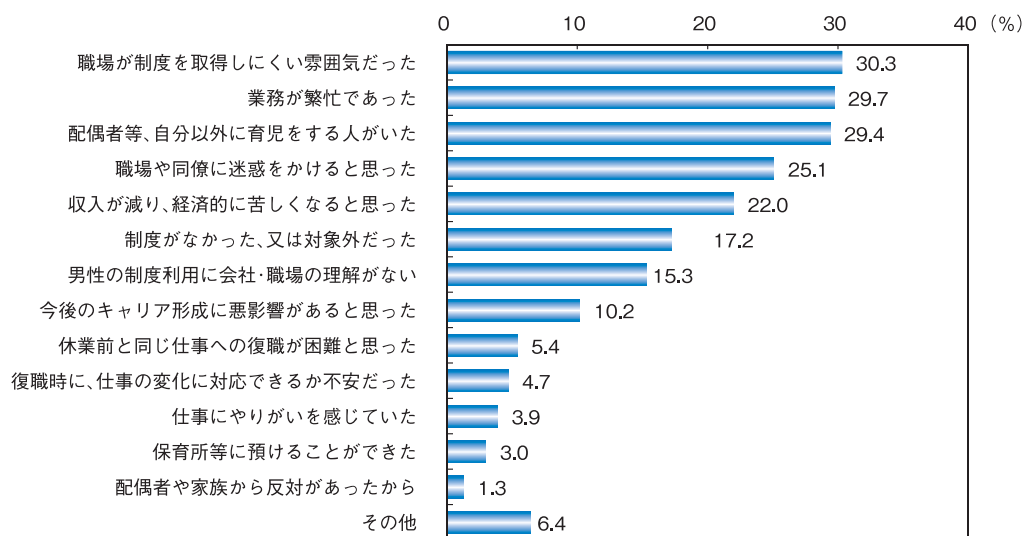
(※) 社会生活基本調査においては、15分単位で行動を報告することとなっているため、15分に満たない行動は報告されない点に留意が必要。

【図表 3-4-37 育児休業後復職者の取得期間内訳 (男性)】



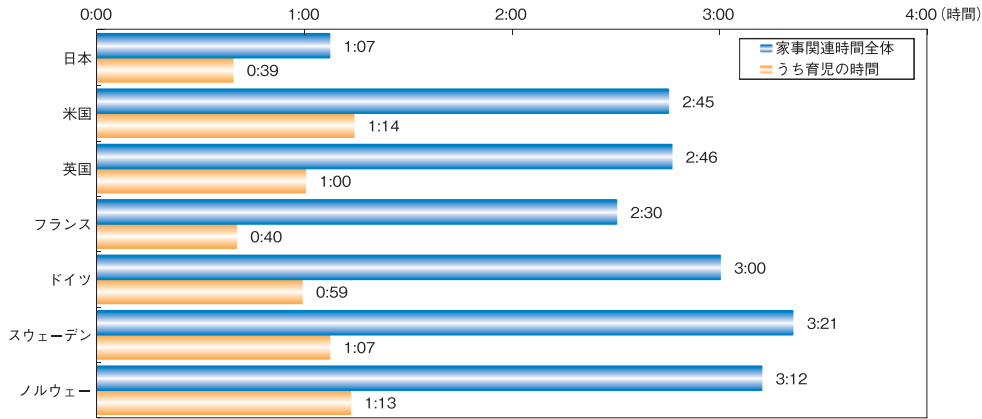
(備考)
 1. 厚生労働省「雇用均等基本調査」より作成。
 2. 「育児休業後復職者」は、調査前年度1年間に育児休業を終了し、復職した者をいう。

【図表 3-4-38 男性正社員が育児休業を取得しなかった理由】



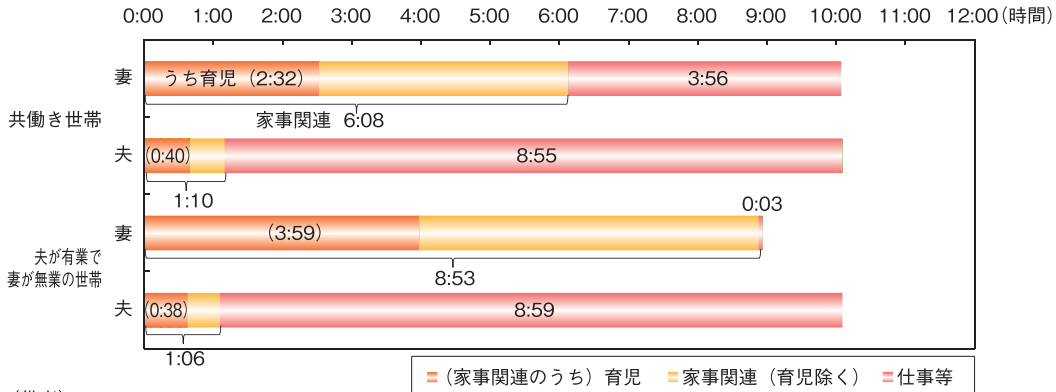
(備考)
 1. 厚生労働省委託事業「平成23年度育児休業制度等に関する実態把握のための調査研究事業報告書」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)より作成。
 2. 末子妊娠時・男性(正社員) n=2,086、複数回答。

【図表 3-4-39 6歳未満児のいる夫の家事・育児関連時間（1日当たり）—国際比較—】



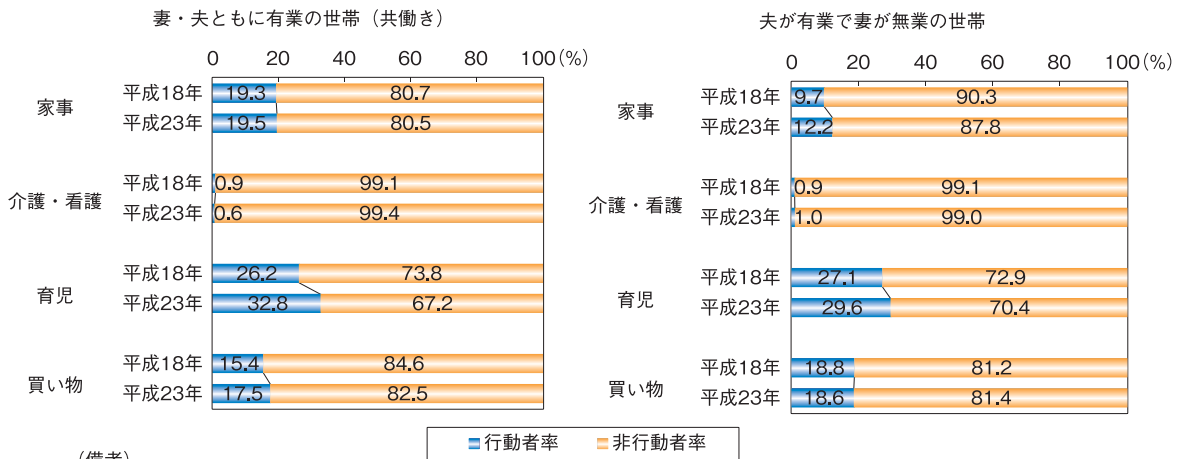
(備考)
 1. Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004)、
 Bureau of Labor Statistics of the U.S. "American Time Use Survey" (2012) 及び総務省「社会生活基本調査」(平成23年)より作成。
 2. 日本の数値は、「夫婦と子どもの世帯」に限定した夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間(週全体)である。

【図表 3-4-40 6歳未満の子どもをもつ妻・夫の家事関連(うち育児)時間、仕事等時間(週全体)】



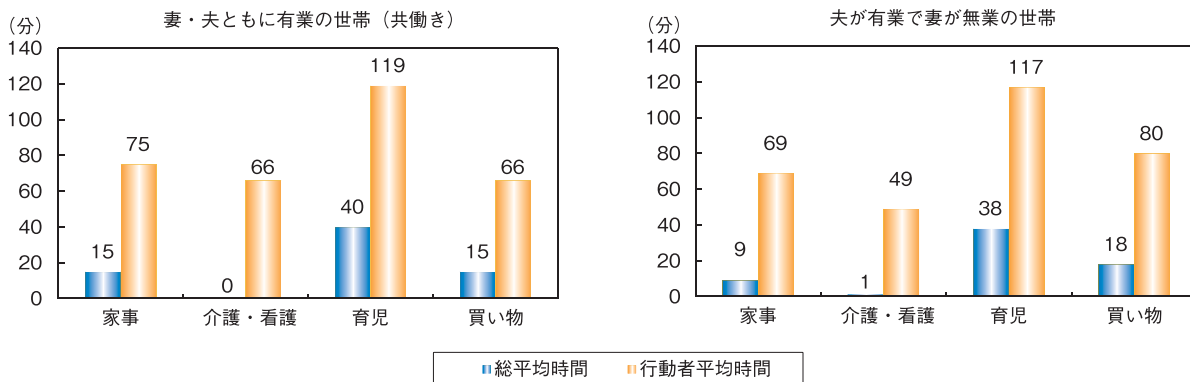
(備考)
 1. 総務省「平成23年社会生活基本調査」より作成。
 2. 数値は夫婦と子どもから成る世帯における6歳未満の子どもをもつ妻・夫の1日当たりの家事関連(うち育児)時間と仕事等時間(週全体)。
 ※家事関連時間・・・「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計時間。
 ※仕事等時間・・・「仕事」、「学業」、「通勤・通学時間」の合計時間。

【図表 3-4-41-① 6歳未満の子どもをもつ夫の家事関連の行動者率】



(備考)
 1. 総務省「平成18年、23年社会生活基本調査」より作成。
 2. 数値は夫婦と子どもから成る世帯における6歳未満の子どもをもつ夫の1日当たりの家事関連の行動者率(週全体)。
 ※行動者率・・・該当する種類の行動をした人の割合(%)
 ※非行動者率・・・100%-行動者率で算出している。

【図表 3-4-41-② 6歳未満の子どもをもつ夫の家事関連時間（総平均時間と行動者平均時間）】



(備考)

- 総務省「平成23年社会生活基本調査」より作成。
- 数値は夫婦と子どもから成る世帯における6歳未満の子どもをもつ夫の1日当たりの家事関連の総平均時間と行動者平均時間（週全体）。
 ※総平均時間・・・該当する種類の行動をしなかった人を含む全員の平均時間
 ※行動者平均時間・・・該当する種類の行動をした人のみについての平均時間

（男性の家事・育児への参画と長時間労働との関係について）

男性の家事・育児への参画が進まない理由として、子育て世代の男性の長時間労働が指摘されています。実際、子育て世代の男性の長時間労働の割合は他の年代に比べ、高くなっています（図表3-3-10）。

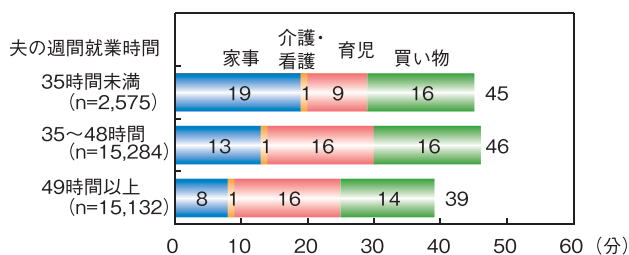
しかし、夫の労働時間別に1日当たりの行動時間を見ると、週労働時間が49時間以上では、育児を含む家事関連時間が49時間未満の場合と比較して短い傾向が見られますが、35時間未満及び35～49時間未満では、明確な傾向は見られません。他方、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」を含む休養

等自由時間活動や「趣味・娯楽」を含む積極的自由時間活動等については、労働時間が短くなると行動時間が長くなる傾向が見られます（図表3-4-42）。

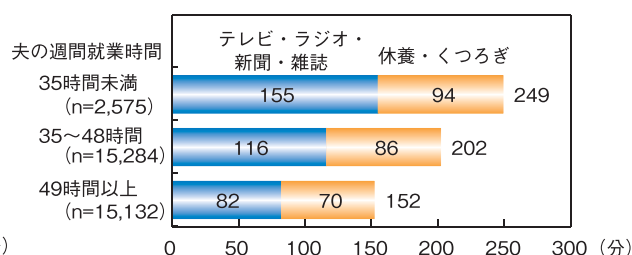
また、男性正社員に対し、平日の家事・育児の時間を増やすために必要なことを聞いたところ、1日の労働時間が長いほど「残業が少なくなること」、「職場の人員配置に余裕ができること」を挙げる割合が高く、労働時間が12時間（週労働時間60時間以上に相当）以上でその傾向が顕著です。一方、1日当たりの労働時間が短いほど、「配偶者とのコミュニケーションの向上」、「家事・育児のスキルの向上」の割合が高くなっています（図表3-4-43）。

【図表 3-4-42 夫の週間就業時間別にみた1日当たりの行動時間（有業の夫と妻の世帯）】

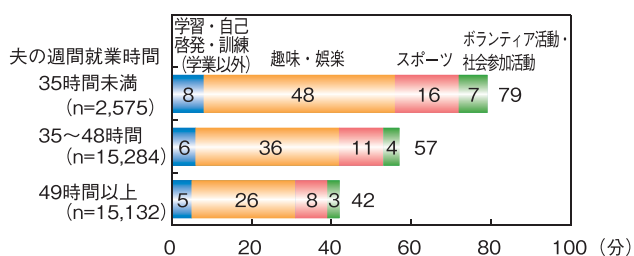
◆家事関連



◆休養等自由時間活動



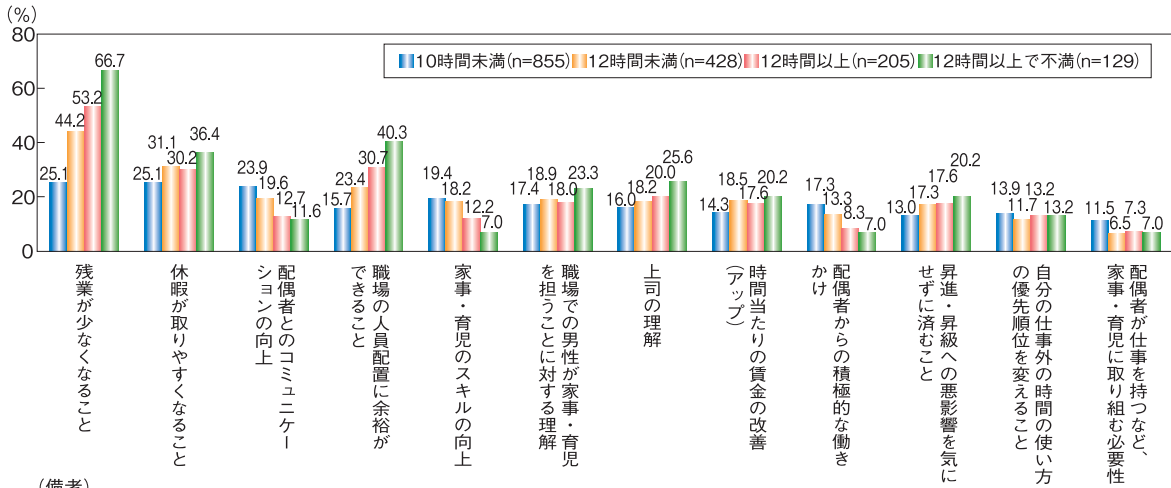
◆積極的自由時間活動



(備考)

- 総務省「平成23年社会生活基本調査」より作成。
- 数値は夫婦と子どもから成る世帯における有業の夫の1日当たりの家事関連時間（週全体）。
- 「有業の夫と妻の世帯」の妻とは、有業の妻及び無業の妻が対象。
 ※子どもは、年齢にかかわらず未婚の者が対象。
 ※行動の区分について
 ・家事関連・・・「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」
 ・休養等自由時間活動・・・「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」、「休養・くつろぎ」
 ・積極的自由時間活動・・・「学習・自己啓発・訓練（学業以外）」、「趣味・娯楽」、「スポーツ」、「ボランティア活動・社会参加活動」

【図表 3-4-43 労働時間別にみた家事・育児時間を増やすために必要なこと〔個人調査〕(男性・正社員)】



(備考)

1. 内閣府「ワーク・ライフ・バランスに関する意識調査」(平成25年度)の速報より作成。
2. 6歳未満の子(第1子)及び配偶者と同居中で、企業(従業員数及び業種は不問。)に雇用されている20歳以上の男性(正社員)が調査対象。
3. 上位10項目と2項目(12位、16位)を抽出している。
4. 「12時間以上で不満」は、1日当たりの労働時間が12時間以上で、現在の労働時間について「やや不満」「不満」と回答した人。
5. 複数回答。

【配偶者との関係や両親から受ける影響について】

妻の家事関連時間と夫の家事関連時間には相関が見られず、妻が有業である世帯においても、夫の「家事関連時間なし」の割合が半数を超えています(図表 3-4-44)。

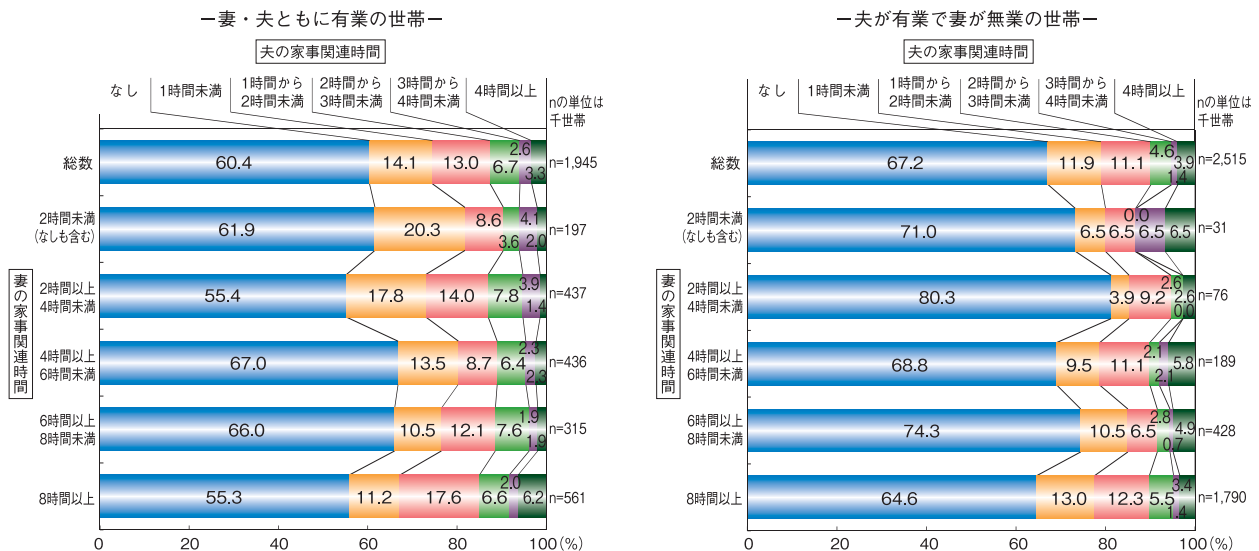
一方、妻の就業形態や妻との話し合いの状況等と男性の家事関連時間には関係性がうかがえます。男性の子育ての頻度について、子育てを「頻繁にする」割合を配偶者の就業形態別に見ると、配偶者が「公務員・公社等の正規職員」、「自営(農林漁業)」、「正

社員」の場合には5割を超えているのに対し、「パートタイマー等の非正規雇用者」、「専業主婦」等の場合は3割台にとどまっています(図表 3-4-45)。

平日の家事・育児時間が長い男性正社員ほど、第1子出産前に夫婦で役割分担について話し合って自身が納得した割合が高くなっています(図表 3-4-46)。

また、家事・育児時間が長い男性正社員ほど、概ね小学生のころ、両親が「男性も家事・育児に積極的に参加すべきだ」と考えていたであろうと感じる割合が高くなっています(図表 3-4-47)。

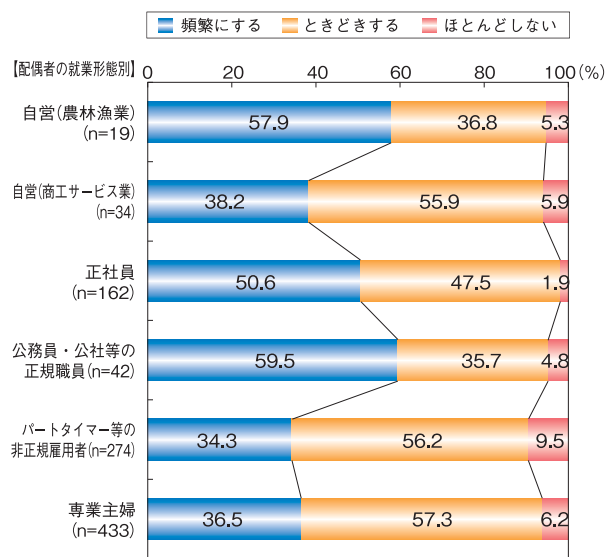
【図表 3-4-44 世帯単位での家事関連時間のばらつき(平日)】



(備考)

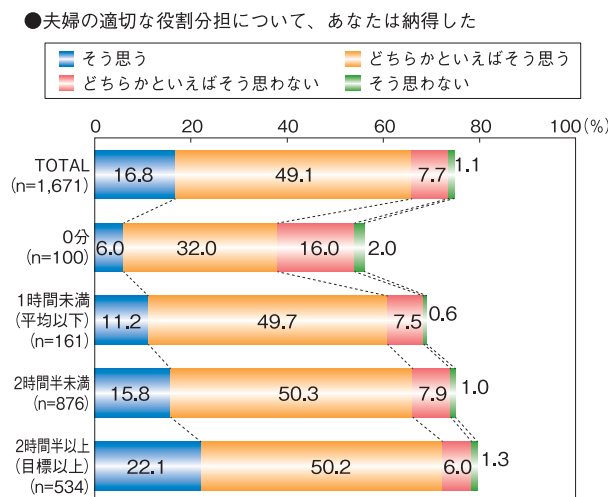
1. 総務省「平成23年社会生活基本調査」より作成。
2. 「夫婦と子供の世帯」、「夫婦、子供と両親の世帯」及び「夫婦、子供とひとり親の世帯」の合計をもとに算出。
3. 6歳未満の子どもをもつ妻・夫の1日当たりの家事関連時間(平日)。
※家事関連時間…「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計時間。

【図表 3-4-45 配偶者の就業形態別に見た男性自身の子育ての頻度】



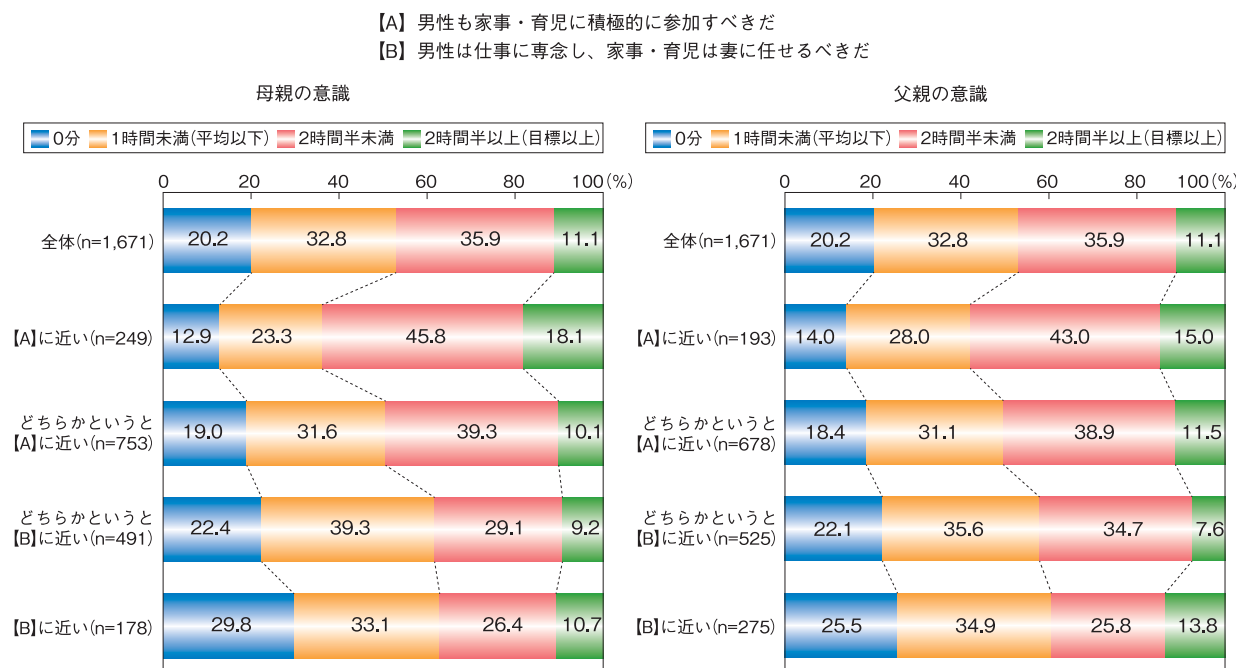
(備考)
 1. 内閣府「男性にとっての男女共同参画」に関する意識調査報告書(平成24年4月)より作成。
 2. 高校生以下の子どもがいる既婚男性が対象。

【図表 3-4-46 家事・育児時間別に見た夫婦の話し合いに対する納得度(個人調査)(男性・正社員)】



(備考)
 1. 内閣府「ワーク・ライフ・バランスに関する意識調査」(平成25年度)の速報より作成。
 2. 6歳未満の子(第1子)及び配偶者と同居中で、企業(従業員数及び業種は不問。)に雇用されている20歳以上の男性(正社員)が調査対象。

【図表 3-4-47 概ね小学生時に感じた両親の意識別に見た平日の家事・育児時間(個人調査)(男性・正社員)】



(備考)
 1. 内閣府「ワーク・ライフ・バランスに関する意識調査」(平成25年度)の速報より作成。
 2. 6歳未満の子(第1子)及び配偶者と同居中で、企業(従業員数及び業種は不問。)に雇用されている20歳以上の男性(正社員)が調査対象。